

富山高等専門学校		開講年度	令和03年度 (2021年度)		授業科目	海上労働法	
科目基礎情報							
科目番号	0036			科目区分	専門 / 選択		
授業形態	授業			単位の種別と単位数	学修単位: 2		
開設学科	海事システム工学専攻			対象学年	専2		
開設期	後期			週時間数	2		
教科書/教材							
担当教員	笹谷 敬二						
到達目標							
陸上の労働基準法、労働安全衛生法と比較しつつ海上労働を規律する船員法、船員災害防止活動の促進に関する法律について、その内容と意義を理解する。 船舶職員として必要な船員法の内容を理解する。 1級海技士（航海）を所有し、船長職を指揮する際に必要な法知識を安全衛生を中心に学ぶ。							
ルーブリック							
		理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安	
評価基準 1		労働法の概要を十分に理解している。		労働法の概要を概ね理解している。		労働法の概要を理解していない。	
評価基準 2		船員法体系を十分に理解している。		船員法体系を概ね理解している。		船員法体系を理解していない。	
学科の到達目標項目との関係							
ディプロマポリシー B-4							
教育方法等							
概要	この科目は外航往來船舶（旧 運輸省航海訓練所 練習船）の航海士（1級海技士 航海）として勤務し、加えて民間製造業に勤務し、海陸の労務管理の経験のある教員がその経験を活かし、海上労働及び陸上労働に係わる労働関係法について講義形式で授業を行うものである。 陸上の労働基準法、労働安全衛生法と比較しつつ海上労働を規律する船員法、船員災害防止活動の促進に関する法律について、その内容と意義を理解する。 1級海技士（航海）を所有し、船長職を指揮する際に必要な法知識を安全衛生を中心に学ぶ。加えて陸上労働に従事する場合の基本的な労働関係法について授業を行う。						
授業の進め方・方法	講義及び演習						
注意点	船舶職員として必要な海上労働に関する法規制について船員法を中心にその概要を理解するとともに安全衛生に関わる講義を行う。						
授業の属性・履修上の区分							
☐ アクティブラーニング		☐ ICT 利用		☐ 遠隔授業対応		☒ 実務経験のある教員による授業	
授業計画							
		週	授業内容		週ごとの到達目標		
後期	3rdQ	1週	船員法概要船員法の理念・目的を概観する。				
		2週	船長の職務権限及び義務船長の職務権限・義務について説明する。				
		3週	〃				
		4週	紀律規律について説明する。				
		5週	雇入契約雇入契約について説明する。				
		6週	労働条件 1 給料などの報酬について説明する。				
		7週	労働条件 2 労働時間、休日及び定員、有給休暇について				
		8週	中間検査				
	4thQ	9週	食料並びに安全及び衛生安全衛生について説明する。				
		10週	船員労働安全衛生規則船員労働安全衛生規則について説明する。				
		11週	年少船員・女子船員年少船員・女子船員について説明する。				
		12週	災害補償災害補償について説明する。				
		13週	船員災害防止活動の促進に関する法律概要船員災害防止活動の促進に関する法律の目的・理念を概観する。				
		14週	船員災害防止計画船員災害防止計画について説明する。				
		15週	期末試験				
		16週	答案返却 解説 授業 アンケートなど				
モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標							
分類	分野	学習内容	学習内容の到達目標			到達レベル	授業週
評価割合							
	試験	課題	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	70	20	0	10	0	0	100
基礎的能力	30	0	0	0	0	0	30
専門的能力	30	20	0	10	0	0	60
分野横断的能力	10	0	0	0	0	0	10